

日本郵政共済組合の一部負担金に係る附加給付証明書

当共済組合の一部負担金に係る附加給付は以下のとおりです。

1 種類

- (1) 一部負担金払戻金（左記 給付金の支給対象は組合員本人）
- (2) 家族療養費附加金（左記 給付金の支給対象は被扶養者）
- (3) 家族訪問看護療養費附加金（左記 給付金の支給対象は被扶養者）
- (4) 合算高額療養費附加金

2 給付額

一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	◆一般所得者 自己負担限度額を 25,000 円とし、高額療養費算定基準額に至るまでの分 ◆上位所得者（標準報酬月額 53 万円以上） 自己負担限度額を 50,000 円とし、高額療養費算定基準額に至るまでの分
--------------------------------------	--

合算高額療養費附加金	◆一般所得者 自己負担限度額を 50,000 円とし、高額療養費算定基準額に至るまでの分 ◆上位所得者（標準報酬月額 53 万円以上） 自己負担限度額を 100,000 円とし、高額療養費算定基準額に至るまでの分
------------	---

3 保険者番号 31110281

4 その他

- (1) 附加給付額が 1,000 円未満の時は不支給となります。
- (2) 附加給付額のうち 100 円未満の端数は切捨てとなります。
- (3) 自治体の医療費助成を受けている場合は、上記附加給付は支給いたしません。（公費優先）

発行者 〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心 3-1

日本郵政共済組合共済センター

